

# 藤沢市土地開発公社定款

制定 昭和49年3月6日  
改正 平成元年1月11日  
改正 平成19年9月5日  
改正 平成20年9月22日

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (名称)

第2条 この土地開発公社は、藤沢市土地開発公社（以下「公社」という。）と称する。

### (設立団体)

第3条 この公社の設立団体は藤沢市とする。

### (事務所の所在地)

第4条 この公社は事務所を藤沢市朝日町1番地の1に置く。

### (公告の方法)

第5条 この公社の公告は、藤沢市の広報又は掲示場に登載し、又は掲示して行う。

## 第2章 役員及び職員

### 第1節 役員及び職員

#### (役員)

第6条 この公社に次の役員を置く。

(1) 理事 10人以内

(2) 監事 2人以内

2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事とする。

3 専務理事は常任とする。

#### (役員職務及び権限)

第7条 理事長は、この公社を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐して、公社の業務を掌理し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して、公社の業務を処理し、理事長及び副理事長がともに欠けたときは、その職務を行う。

4 理事は、規定の定めるところにより、公社の業務を掌理する。

5 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第16条第8項の職務を行う。

#### (役員任命)

第8条 理事及び監事は、藤沢市長が任命する。

2 理事長は、理事の互選により決定する。

3 副理事長及び専務理事は、理事会の承認を得て、理事長が選任する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。但し、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員兼任の禁止)

第10条 理事は監事を、監事は理事を兼ねることができない。

(事務局及び職員)

第11条 この公社の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の職員は、理事長が任命する。

(兼職の禁止)

第12条 常任の役員及び職員は任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする団体の役員となり、または自ら営利事業に従事してはならない。

## 第2節 理事会

(設置及び構成)

第13条 この公社に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(招集)

第14条 理事会は理事長が必要と認めるとき、又は理事もしくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときに、理事長が招集する。

(理事会の議事)

第15条 理事会の議長は理事長をもってこれにあてる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

5 理事長は急務を要する場合、又は軽微な事項については、理事に対し書面により賛否を求め、その回答をもって理事会の議決にかえることができる。

(理事会の議決事項)

第16条 次に掲げる事項は、理事会の議決を得なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 業務の執行に関する規程(業務方法書)の制定又は改正
- (3) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画
- (4) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書
- (5) 規程の制定又は改正、若しくは廃止
- (6) 規程により理事会の権限に属せしめられた事項
- (7) その他公社の運営上理事長が重要と認める事項

2 前項第1号及び第2号に掲げる事項については、出席理事3分の2以上の決するところによる。

### 第3章 業務及びその執行

#### (業務の範囲)

第17条 この公社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。

イ 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地

ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地

ハ 公営企業の用に供する土地

ニ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地

ホ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地

ヘ 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地

(2) 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。

(1) 前項第1号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）又は同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

#### (業務方法書)

第18条 この公社の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか業務方法書の定めるところによる。

### 第4章 基本財産の額、その他資産及び会計

#### (資産)

第19条 この公社の資産は、基本財産とする。

2 この公社の基本財産の額は、500万円とする。

3 基本財産は、安全かつ確実な方法により管理するものとし、これをとりくずしてはならない。

#### (事業年度)

第20条 この公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (予算及び事業計画等)

第21条 この公社は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に藤沢市長の承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

#### (財務諸表)

第22条 この公社は、毎事業年度、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を作成し、監事の監査を経て5月31日までに藤沢市長に提出する。

#### (利益及び損失の処理)

第23条 この公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した

損失をうめ、なお残余があるときはその残余の額は準備金として整理する。

2 この公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときはその不足額は繰越欠損金として整理する。

(余裕金の運用)

第24条 この公社は、次の方法によるほか業務上の余裕金を運用してはならない。

(1) 国債又は地方債の取得

(2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

(予算の弾力運用)

第25条 理事長は第16条の規定にかかわらず、業務量の増加により、業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、藤沢市長の承認を経て、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を、当該経費に使用することができる。この場合においては、理事長は次の理事会においてその旨を報告しなければならない。

## 第5章 雑則

(解散)

第26条 この公社は、藤沢市議会の議決を経、神奈川県知事の認可を受けたときに解散する。

2 この公社が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は藤沢市に帰属する。

(規程への委任)

第27条 この公社の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか規程の定めるところによる。

## 附 則

(施行期日)

1 この定款は、この公社の成立の日から施行する。

(最初の役員任期)

2 この公社の最初の役員任期は第9条の規定にかかわらず藤沢市長の定めるところによる。

(最初の事業年度)

3 この公社の最初の事業年度は、第20条の規定にかかわらず、この公社の成立の日から昭和50年3月31日までとする。

## 附 則

この定款は、平成元年1月11日から施行する。

## 附 則

この定款は、平成19年10月1日から施行する。

## 附 則

この定款は、平成20年12月1日から施行する。